

(仮称) 福島北風力発電事業環境影響評価方法書に対する環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第10条第1項の意見

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、福島市、伊達郡国見町及び伊達郡桑折町境界部にまたがる丘陵部において大規模な風力発電事業を開発するものであり、自然環境及び生活環境に相当の範囲で影響が及ぶことが想定されることから、環境影響評価の実施に当たっては、その基礎となる資料の収集及び整理を含め十全を期すこと。
- (2) 環境影響評価を実施するに当たっては、十分な基礎資料のもと、必要に応じて専門家の助言を得ながら最新の知見及び評価手法を採用し、計画を具体化した上で、住宅等の分布、利水状況、風況、自然状況等の多面的な視点に立って綿密な調査を実施すること。
また、対象事業実施区域の周辺で計画されている別の風力発電事業との累積的な環境負荷について、可能な限り環境影響評価に反映させること。
その上で、環境影響評価の結果を分かりやすい内容とするため、環境影響の予測及び評価を行うに当たっては、できる限り定量的な手法を用いるとともに、近年の気象状況を踏まえること。
- (3) 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の記載に当たっては、風力発電機と関係設備の配置、規模や構造等の他、接続道路等の土地の改変に係る施工計画について、できる限り具体的に記載すること。
なお、大型風力発電機については、工事中及び稼働中の周辺への環境影響を最小化する上で、安定した地盤上に設置されることが不可欠である。特に、対象事業実施区域は砂防指定地を含み、一帯には地すべり地形が多数分布していることから、十分な地盤調査を実施し、地すべり誘発被害が生じないよう風力発電機の設置位置等を検討し、どのような対策を講じるのか準備書に記載すること。
また、土地の改変等を行う場合は関係機関と協議の上、土砂の流出や斜面の安定に係る対策等を検討して、適切な施工計画とすること。
- (4) 本事業の実施に当たっては、地元住民の理解が不可欠であることから、対象事業実施区域及びその周辺の住民等に対し、事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明するとともに、住民等からの意見や要望に対して誠意を持って対応すること。
また、準備書の記載に当たっては、平易な表現や図を用いるなど、住民等に分かり易

い内容を工夫するとともに、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットなどででの閲覧を可能にするなど、住民等の利便性の向上及び情報公開に努めること。

(5) 風力発電所供用開始後に苦情等が発生した場合には、施設の稼働調整や追加の環境保全措置等、具体的な対応について検討し、その結果を準備書に記載すること。

(6) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（F I T）による事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。

また、環境保全措置を含む事業内容が健全に持続可能なものとなるように計画するとともに、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者において自主的に検討することが望まれる。

2 大気環境について

(1) 風力発電機等を仙台港から福島市内を通過して対象事業実施区域まで輸送する計画であることから、輸送経路周辺に存在する住宅や学校等における生活環境の保全に支障を及ぼさないよう、適切な環境保全措置を講じること。

(2) 本事業の実施に伴い発生する騒音及び振動については、工事用資材の輸送等を含め周辺住民の生活環境等に影響が及ばないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に具体的に記載すること。

(3) 低周波音については科学的に未解明な部分も多いことから、過去の苦情発生事例等を参照し、影響をできる限り回避又は低減させる風力発電機の機種や配置、稼働制限等の措置について検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

3 水環境について

(1) 対象事業実施区域及びその周辺での、地下水や湧水等の利水状況を事前に確認するとともに、その結果に応じて、当該事業の実施に係る影響の有無と保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

(2) 予測及び評価は、近年の気象状況を踏まえ、過去に例を見ない集中豪雨等の場合を想定して行うこと。なお、濁水防止の沈砂池は、その予測結果を踏まえた構造とし、適切な維持管理に努めること。

また、必要に応じて追加の保全措置を検討すること。

4 動植物・生態系について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かな山林であり、希少な動植物の生育・生息も予想されることから、調査方法及び調査範囲等を適切に設定し、複数の風力発電機の並立が、野生生物の移動経路に影響を及ぼすことのないような計画とすること。
また、ツキノワグマをはじめ、中・大型哺乳類の生息が確認されていることから、本事業の実施により、それらの生息状況と住宅地等への影響に変化が生じるもののか調査すること。
- (2) 現地調査の結果、希少な猛禽類やコウモリ類等の生息、繁殖が確認された場合には、それらの風力発電機への衝突を防止するため、カットイン風速を変更できる風力発電機の導入、風力発電機のブレードの視認性を高める塗装、風力発電機ナセル等へのコウモリ類が忌避する超音波発生装置の設置、採餌のために風力発電機の敷地に接近することを抑制する効果のある木質チップや砂利の敷き撒き等の環境保全措置を検討して準備書に記載すること。
- (3) 施設の配置及び施工方法については、鳥類の営巣活動に極力影響がないように計画し、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて影響を回避又は低減するための環境保全措置を実施すること。
加えて、本事業区域はサシバの春秋の渡りコース上に位置しているので、山頂部におけるサシバの渡りの実態を把握する調査を行うこと。
- (4) 土地の改変に伴い、改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生育範囲が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすことがあることから、土地改変区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を把握するとともに、その生育範囲が拡大しないような施工計画を検討すること。
なお、伐採跡地の植栽に当たっては、周辺の生態系に影響を与えないよう、在来植物種の採用を優先して検討すること。

5 景観について

- (1) 環境影響評価方法書において、景観の調査地点に設定されている信夫山第二展望台からは風力発電機が視認されないことから、調査地点を第三展望デッキ等の近傍の可視領域にある地点に変更すること。
また、可視領域に国道399号が含まれていることから、道路からの景観についても調査すること。

(2) 風力発電機の大きさ、形、塗色、配置等によっては対象事業実施区域及びその周辺において供用時に圧迫感や威圧感を感じさせる等の影響が予想されることから、フォトモンタージュ法を用いた調査、予測及び評価を踏まえ、目立たない配置を工夫する等の、景観への影響を最大限回避または低減するための対策を講じること。

特に半田山及びその周辺において、景観の保全に重大な支障が生じることが予測され、関係町から強い懸念が示されていることに、十分留意すること。

(3) 可視領域に含まれていない地点から、視認されないはずの風力発電機が視認されることがないよう予測は正確に行うこと。

6 廃棄物等について

(1) 工事に伴い発生することが想定される伐採木その他廃棄物の種類及び量等について、具体的な内容を準備書に記載すること。

その上で、対象事業実施区域外に廃棄物を搬出する場合は、その具体的な処理方法を準備書に記載すること。

また、伐採木を現地で再利用する場合は、その利用方法（発電所内の利用場所、利用量等）を可能な限り明確にして準備書に記載すること。

(2) 廃棄物や残土の一時的な保管に当たっては、定められた場所及び条件による保管を徹底し、降雨等により濁水が流出等しないよう適切に行うこと。

(3) 造成工事における切土・盛土高及び切土・盛土量を具体的に準備書に記載すること。

7 その他

(1) 風力発電所の供用期間中における温室効果ガスの排出削減効果を準備書に記載すること。なお、記載に当たっては、火力発電所との比較のほか、風力発電所の工事に伴う森林伐採による貯留炭素の排出量換算値及び消失した森林の風力発電所供用年数中の温室効果ガス吸収予定量も考慮すること。

(2) 近年、落雷や強風等による風力発電機の破損事故の報告事例が増えていることから、発電所稼働中の維持・安全管理、計画事業期間満了後の事業更新、環境回復措置等についてあらかじめ検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

- (3) 工事関係車両の走行等に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の道路における交通安全対策に十分に配慮すること。
- (4) 事業の実施に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の農林水産業等に影響を及ぼすことがないよう、事業計画を十分に検討すること。
- (5) 計画地域の農地の有無、法定外公共物の有無等を確認し、関係法令に基づいて必要な手続きを行うこと。

(参考) 事業概要について

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 1 事業者 | 日立サステナブルエナジー株式会社 |
| 2 事業名称 | (仮称) 福島北風力発電事業 |
| 3 事業種類 | 風力発電所の設置工事 |
| 4 事業規模 | 最大 54, 600 キロワット (最大 13 基) |
| 5 事業の実施区域 | 福島市及び伊達郡桑折町の境界付近の山稜上 |
| 6 公告・縦覧期間 | 令和2年11月24日（火）～令和2年12月24日（木） |